

令和5年度第2回
北海道再犯防止推進会議専門部会

議 事 録

日 時：2023年10月13日（金）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 10階 1030会議室

1. 開 会

○事務局（本田道民生活課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、道民生活課長の本田と申します。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日の部会は、おおむね90分程度と考えております。会場の都合上、最長でも15時半には閉めたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日ご欠席の方をご紹介します。

北海道労働局職業安定部職業対策課長補佐の小林様、特定非営利活動法人北海道ダルクの森様、北海道地方保護司連盟の村川様におかれましては、ご欠席となっております。

それでは、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日も、庁内から関係各課がオブザーバーとして出席して、この部会の議論を聞かせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

読み上げさせていただきます。

次第、出席者名簿、資料1の第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案、資料2の第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案（対照表第1章～第3章）、資料3の第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案（対照表第4章）、資料4の第二次北海道最近防止推進計画（仮称）事務局素案概要、それから、参考資料をつけさせていただきます。

2. 議 事

○事務局（本田道民生活課長） それでは、早速、次第に沿って議事を進行させていただきます。

まず、議題（1）の北海道再犯防止推進計画の改定に向けた検討について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（黒田主幹） 道民生活課の黒田と申します。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、前回、8月31日に開催した専門部会での主な意見ということで、議事録から取りまとめたものを参考資料として添付させていただいております。いただいた意見を参考に今回の資料を作成させていただいております。

前回の振り返りということで、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、資料1により説明させていただきますが、それと併せて、第1章から第3章までについては資料2の新旧対照表、第4章については資料3の新旧対照表をご確認いただければと思います。

それでは、資料1ですが、青色と赤色で色づけしております。

資料1と資料2、資料4では、前回お示しさせていただいている資料の更新版ということで、前回の専門部会でお示しした部分が赤色になっています。その後、修正等をさせていただいているものが青色となっております。

資料3は前回お示していないので、今回、全て新しいものということで赤色とさせていただいております。色については、そのようにご理解いただきたいと思います。

今回、参考としている国の取組とコラムについては、前回の専門部会以降、各関係機関に内容の確認をお願いし、内容を更新しているところです。

グラフについては、今後更新する箇所がございますので、現在は参考としてご覧いただければと思っております。

それでは、資料1をめくっていただきまして、前回お示しできていなかった「はじめに」からご説明します。

こちらは、前半の部分と後半の部分が青色になっています。

前半の冒頭のところは北海道の取組を記載して、後半の部分は、前回に倣った形になっていますが、新しい動きとして、刑法等の一部を改正する法律などについて触れているところです。

次に、第1章 計画策定の考え方です。

まず、1の計画策定の趣旨は、ほぼ更新となっております。

ここには、データ更新と国の第二次計画の考え方、そして、これまで第二次道計画を検討するまでの経過について記載しているところでございます。

2の計画の位置付けは、北海道全体の計画としての北海道総合計画との関連性について記載しております。

ここで、資料2の新旧対照表をご覧いただきたいのですが、4ページに、前回、現在の計画では計画策定の目的を記載しておりましたけれども、計画策定の趣旨と第3章の1の基本方針等の法の理念に趣旨を記載することで、項目としては割愛させていただいています。

3の計画の対象者というところですが、青色について、詳しい記載ということで、犯罪をした者だけでなく、非行少年、非行少年であった人について付記しています。

計画の期間は、令和6年度からおおむね5年間としています。

これは、前回、ご相談をさせていただいたところですが、計画期間中であっても、関連施策の推進状況や社会情勢の変化などにより変更、見直しをすることがあるということに記載させていただいております。

次に、第2章 再犯防止を取り巻く状況です。

1の本道の再犯者等の状況ですけれども、赤色については前回お示しさせていただいておりますが、データの時点修正をしております。また、青色の部分は、新たな確定のデータをご提供いただきましたので、その修正をさせていただいております。

また新旧対照表をご覧いただきたいのですが、現計画で2の国の再犯防止の取組として、

これまでの経過、国の取組状況がこういうふうに進んできていましたという説明資料ということで記載していましたが、今回、国の第二次計画ができたことによって、その内容と道の関連について計画策定の趣旨にも記載しておりますので、割愛させていただきます。

次に、第3章 施策の展開方向です。

1の基本方針等で、基本方針と重点課題の考え方の根拠となるものとして、国の計画のほか、再犯防止推進法の規定、第二次計画で示された国、都道府県、市町村の役割分担について記載をしているところがございます。

また、重点課題の⑥の地域による包摂を推進するための取組というところが青くなっていますが、これは、国の第二次計画の重点課題を踏まえて修正しているところです。

2の計画指標です。

現計画では具体的な目標は設定していなくて、直近の参考となる数値を計画指標として設定していたところです。他県の計画を見ますと、再犯者数を指標として目標の数値を設定しているところが多いです。減少率というのはいろいろな状況によって増減してしまうので、再犯者数の人数で目標設定している例が多くありまして、それに倣って、今回、刑法犯検挙者中の再犯者数の減少に努めるという目標を設定しています。

現在、この内容は検討中と記載しております。

いろいろな県の考え方や国の考え方がございますが、私どもの現在の考え方として、今回の計画期間は5年間としております。直近、令和4年の再犯者数と5年前の平成29年の再犯者数を比較して、5年間でどれだけ減少しているのかという減少率を基にして、5年後にどれぐらいの人数になるかということで検討しているところです。

長野県が同じような考え方で、直近の5年間の減少を踏まえて次の5年間の目標数値を設定しています。

現在、北海道の再犯者数は、平成29年時点で3,972人、令和4年で3,354人です。減少人数としては618人、減少率は15.6%となっております。

それを踏まえて、おおむね15%の減少を見込んで、5年後の令和9年には2,850人と設定したいと考えております。

ちなみに、現在の国の第二次計画では、成果指標を設定しているのですが、計画中の文章では、第二次推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図り、そのうち、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率をさらに低下させることを目標にしておりまして、具体的な目標数値は設定しておりません。

他県については、減少率20%という設定しているところがございます。これは、国の第一次計画の目標数値が平成24年に設定されたのですが、基になる部分が20%だったので、20%掛ける20%ということで減少率を16%にしようとなっております。

これは、数値の計算上の話ではありますがけれども、他県については、国の第一次計画の目標を参考にして20%にしているところが多いです。ただ、実態に即して考えると、国

の計画の数値の20%というよりも、15%の減少率という北海道の状況を踏まえて考えたほうがいいかなと思っています。

私ども考え方としては、直近5年間の北海道の状況として15%減少しているので、15%に見合った形で減少させていきたいという目標を設定したいと考えておりますけれども、こうしてはどうかというご意見がございましたらお伺いしたいと思っております。

新旧対象表で見ていただきたいのですが、前回、2の計画指標のところ、指標1から指標4までお示ししております。これらにつきましては、具体的な取組が第4章以降にあります、その参考数値として、グラフと並べて掲載させていただきたいと考えております。

参考までに、他県では、成果指標として目標を設定している以外、指標を設定しているところはそれほど多くない状況です。目標というところ、いくとなかなか設定しづらいところもありますので、今回、目標は一つと考えたいと思っております。

第1章から第3章までのご説明は以上でございます。

続いて、第4章についてご説明させていただきます。

前回の専門部会以降、改めて現状と課題を確認し、国の第二次計画、国の動きや道の状況を踏まえて修正させていただいております。

新旧対照表をご覧ください、具体的なご説明は省略させていただきたいのですが、全国の状況を時点修正する、また、国の第二次計画の考え方を踏まえて修正させていただいているところです。

取組としては、項目を新たに追加、付記しているところは赤色になっておりまして、これについては、前回、具体的な議論までは行かなかったのですが、お示しさせていただいているところでございます。

特に私どもが苦勞したところとして、市町村等との関わりということで、前回の専門部会でも、市町村の反応とか、温度差とか、どういうふうにし町村にやってもらえるか、まずは支援より理解だというご意見もいただきました。その上で、市町村に対してどういう働きかけをして、どういうふうに行ってもらった方がいいのかということで、少し飛びますが、資料1の45ページをご覧ください。

6の地域による包含を推進するための取組ということで、現状と課題のところ、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められるとありますが、国の第二次計画でも、これまで地方公共団体の役割が必ずしも明確でなかった、地方公共団体の役割を示しております。地方公共団体ですから、市町村もそうですし、都道府県もそうですが、そこについての役割を具体的に示して、第1章でお示しさせていただいておりますが、きちんと役割分担をしつつ連携して、どういうふうに行支援できるかというところを検討しているところです。

参考として、北海道内の市町村の推進計画の策定状況も記載させていただきました。

今後の目標は179市町村ですけれども、これからどういうふうに行理解を深めてもらっ

て取組をしていただけるようになるかというところを考えていきたいと思っています。

46ページの北海道の取組というところでは、連携体制の整備ということで、現在ある北海道再犯防止推進会議と保護観察所管内4ブロックの地域会議を開催して連携強化を図る、また、必要な情報提供ということで、現在も行っておりますけれども、メールマガジンを配信して、まずは情報を共有した上で理解を深めてもらう、その上で取組をしていただくということを考えております。

今回、新しく市町村との連携という項目を立てまして、広域自治体として、市町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施を検討していくということを記載しています。具体的に何をやるかについてはまだこれからですが、そのように考えております。

また、次のページですが、市町村の再犯防止の取組を促進していく、必要な情報提供を行って施策検討に協働して取り組んでいく、また、これは再掲ですけれども、情報共有をしていくということを考えております。

現在、市町村を対象にした勉強会を矯正管区、地方更生保護委員会と連携して始めたところですので、そういうことを行いつつ、市町村にどういう形で働きかければ反応してもらえるのかということを考えていきたいと思っています。

具体的な取組ということで、特に市町村に対することを特出しさせていただきましたけれども、それ以外の部分について、新たに項目も立てていますが、その説明は割愛させていただきます。

駆け足での説明になってしまって大変恐縮ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局（本田道民生活課長） 少し補足させていただきます。

資料1の4ページをご覧ください。

上の段に我々の新たな重点課題を示させていただいておりますけれども、⑥の地域による包摂を推進するための取組は、国の第二次計画を踏まえて、改正を考えております。

第一次計画ですと、地域における連携を強化していくという形で、包摂と第二次計画で示した考え方としては、再犯の取組は、地域における地方公共団体の役割をしっかりと地域で包み込むようにサービスを展開していくという考え方が示されましたので、そこを踏まえて、今ご説明しました第4章の具体的な取組の改正を検討しております。

5ページ目です。

上の段の国の第二次計画の策定に向けた基本的な方向性というのは、計画から引用しているのですが、今回の改正に当たって方向性を示していますが、特に三つ目で、国と地方公共団体の役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進していく、連携をさらに強化していくということで、ここも踏まえた改定を考えております。

ここで考えられることとしては、国は、新たに地方公共団体、都道府県の取組を促進するために補助事業をつくったり、役割分担を明確にということで、その下に記載している

国、都道府県、市町村の役割分担ということで、今回、それぞれの役割分担を明確に示しております。

都道府県の役割として示されておりまして、広域自治体として、域内の市町村に対する支援、ネットワークの構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めるということも踏まえた上で、今回、計画内容を見直していく必要があると考えております。

先ほど、最後のところで市町村への支援について説明させていただきましたけれども、ネットワークの構築ということであれば、今持っているブロック会議や市町村へ研修などが考えられていくのではないかとこのようにまとめております。

それから、計画の指標につきましては、これまでは参考指標の形で示していたところですが、今回、第4章の中に同じように参考指標として示せるように、6項目ございますけれども、それぞれの中に数字、推移という形で示していくほうが計画の方向性が分かりやすいと考えて、グラフ化しております。あわせて、他の都府県を見ますと、成果指標という形で目標値を定めておりますので、そこを今回検討していきたいと考えております。

以上で、議題（1）の説明を終わらせていただきます。

それでは、ここからご意見を聞かせていただく場とさせていただきますので、それぞれのお立場からご意見をいただきたいと思っております。

初めに、宮下構成員からお願いできますか。

○宮下構成員 北海道地方更生保護委員会の宮下です。よろしく申し上げます。

ただいま、第二次再犯防止推進計画の素案について、変更点などをご紹介していただきました。

今回、国の第二次推進計画の中で第一次計画から変更されているところがありまして、北海道の推進計画の中でも重点課題が変更されております。地域による包摂を推進するための取組という部分ですが、支援を必要とする方をその後の社会での犯罪や非行に再びつながらせないために地域において支援を進めていくことを包摂という言葉で表したところは、前回の部会でも説明をさせていただきました。第一次計画では連携の強化となっていたところがこのように変更されたのですが、支援を必要とする方に、様々な社会資源が関わって支援を行っていく、地域で包摂していくという点でいくと、あらかじめ存在する社会資源との連携を強化しておく必要があります。

ですから、言い方は変わりましたが、これを進めていくには、おのずと連携も強化していかなければならないかと思っております。

それについては、保護観察所においても、地域の資源とのネットワークを構築する業務も更生保護法の中に明記されて、それを行っていくという取組をしております。また、少年鑑別所でも同じような地域援助に取り組まれていますので、保護観察所のネットワークの中で共に協力していきながら、⑥の地域による包摂を推進するための取組をより一層進めていければと思います。

また、前回の部会で最後に触れさせていただいたのですが、国が都道府県に対して助成をする仕組みを令和5年の4月から行っています。地域再犯防止推進事業ですが、北海道で独自に取組を行って、かかる経費等について国から助成をしていくというものです。この点についても、令和6年の4月から実施してもらえるように、今、北海道とも協議を進めている状況です。

○事務局（本田道民生活課長） 包摂を進めていく上で、国の取組との連携も非常に重要になってくると思いますので、国の取組というところのそれぞれの項目にしっかり書き込んでいきたいと思います。市町村の方々も道の計画を見ながら取組を進められると思うので、道の取組、国の取組をしっかり書き込んでいきたいと考えております。

また、国の今年度からの地域再犯防止推進事業につきまして、既に今年度から導入している都府県もあるんですね。

○宮下構成員 はい。

○事務局（本田道民生活課長） 都府県でどのような事業をやられているのか、お分かりになりますか。

○宮下構成員 どこの自治体でどんなものかという詳細は把握していませんけれども、主には相談支援です。

○事務局（本田道民生活課長） 市町村からの相談ですか。

○宮下構成員 支援を必要とする者から相談を受けて、それをあらかじめ構築しておいたネットワークの資源へつなげるという取組です。

○事務局（本田道民生活課長） それでは、前回、ご発言の機会をご提供できなかった鈴木構成員からご意見をいただければと思います。

○鈴木構成員 札幌国際大学の鈴木でございます。

今、説明をいただいて、私が非常に興味を持ったのは、市町村との連携のところですが、具体的に何をやるかというのはこれからのお話だと思いますけれども、前回も出ましたように、北海道は広くて、しかも温度差があります。札幌とその近辺というのはある程度整備されているものが多いと思うのですが、地方に行くに従って、なじみがないというか、自治体自体があまり関心を示さないというところというのと、まずは、それぞれの自治体が自分たちの問題だと考えられるような具体的な何かをこれから盛り込んでいただければと思っております。

私は公的な機関に長く勤めていたのですが、結局、新しい施策に関心を持っているところは最初からそのセクションができて積極的に関わっていくのですが、関心がないというか、優先順位として低いと考えている地域ですと、担当の窓口すらないのです。ですから、道が推進を図っていくということであれば、先ほどありました勉強会や地域会議などをしていくことで、市町村で対応しなければいけなくなって、それが重なっていけば、担当窓口ができていくと、公的機関はそういった傾向がありますので、そこを地道にやっただけでいいと、関心を持っていない市町村にはなかなか浸透していかないと思いますし、

自分たちの問題ではないから推進計画も自分たちで考えようということにはならないと感じております。

そういう意味では、今回盛り込んでいただいた市町村との連携というのは、前回、意見として出たところでもありますので、これから具体的にどうするかという課題はあると思いますけれども、私としては非常に興味を持って聞かせていただきました。

○事務局（本田道民生活課長） その他、ご意見をいただけますでしょうか。

○小松構成員 定着支援センターの小松です。

昨年度も地域会議をやっていて、市町村の窓口ということで鈴木先生からもお話がございましたけれども、道が地域会議をやるときに、各市町村の窓口がどこになっているかということは把握されていますか。

○事務局（本田道民生活課長） 福祉と生活の部署になりますが、我々がブロック会議などをするときには、推進会議と4ブロックに分けた会議をやっているのですが、その際には、オブザーバーとして管内の全ての市町村にお声かけをさせていただいて、会議に参加していただいております。

○小松構成員 まずは窓口の明確化が一番大事かと思っています。情報発信をするときに、規約がなくても、この市町村はここが窓口ですというところを明らかにするのがスタートになってくると思います。

また、今、21市町村においては計画ができていて、福祉計画に網羅されているところもあると思いますが、それであれば、まずはその21市町村で集まって連絡会議を持つとか、そういったところからスタートして広げていくとか、その市町村の課題をほかの市町村に投げかけたり共有したりというのも一つの方法かと思っています。

また、様々な関係機関が関与しているのがこの計画の特徴かと思いますが、市町村によっては福祉計画に網羅されているところもある中で、道では、再犯防止推進計画があって、片や地域福祉支援計画もありますので、そういったところとの連動はどうなっていくのか、私はまだ把握していないのですが、道のいろいろな計画を連動させながら、市町村を巻き込めるような仕組みが必要になってくるのではないかと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 先ほど申しましたブロック会議には、現在、要領上は市町村が入っていないので、オブザーバーという形で声をかけています。ただ、今回の計画に盛り込むかどうかは別の検討ですけれども、第二次計画では役割が明確に示されておりますので、その会議に市町村の正式メンバーとして入っていただくということも考えております。今、小松所長がおっしゃった市町村の連携とか、市町村の中での情報が伝わっていくような地域連携会議的なものをそのブロック会議の中でやっていくことも考えていきたいと思っています。

それから、地域福祉計画との連動ということはこれまで考えてきていなかったもので、市町村の中で福祉計画に盛り込まれているとすれば、道の計画の中でどんなふうに関係を持っていくかということ、我々も意識してやっていく必要があると思いました。

ほかにご意見はございますか。

○宮越構成員 札幌高等検察庁の宮越と申します。

資料1の5ページの下の計画指標について、先ほど事務局から説明がありました。

事件数というのは年々減少傾向にあるのですが、5年前と今の減少率は、今、手元に資料がないので詳しくは分からないのですが、前科を重ねてしまう者の数を一律に減少率と同じ割合で算出して目標値にするというのはやや難しいと考えるので、減少はしておりますが、先ほど事務局から説明があったとおりの試算の2,850人で概ねいいのかなと思いました。

○事務局（本田道民生活課長） 考え方をここに記して、長野県はどんなふうを考えてこの数値にしているかを示されている例もありますので、そういった示し方で見ている人が分かりやすいように書いていくということも一つの方法かと考えております。

○鈴木構成員 今の話ですが、実際に再犯防止推進計画というときに、再犯をする方を減らすというのはもっともだと思うのですが、指標とか目標値といったときに、実際に安心して安全な社会が実現されているものに反映されている数字なのかどうか大切だと思うのです。宮越構成員が言われたように、全体の数が減っている中で、同じような形で率だけでやっていくのに妥当性がある数字なのかということですが、何をもって指標とするのか、何をもって目標値とするのかというところを、今すぐできないのであれば、5年間の中でこれが妥当な数字であり、きちんと指標という形で決めて目標値を設定しなければ、数字というのは見せ方次第でいかようにもなるといいますか、あたかも社会が安全になった気がするような数字の見せ方も可能なのです。

そうすると、もともとの取組の意味がどこかに行ってしまうので、数値目標や指標を設けるときに、それが妥当な指標なのか、妥当な数値設定なのかというところを、時間はかかるかもしれませんが、どこかできちんとやっておかなければいけないと思います。結局、5年たってこの数字になりましたというときに、これで北海道は再犯防止に取り組めたということになるのかどうか。道民の皆さんに説明したときに全員が納得だというものでなければ、この取組自体が実質的に効果のあったものだと認識していただけないのではないかという印象を持ったので、付け加えさせていただきます。

○事務局（本田道民生活課長） なかなか難しい設定でして、特に、道だけの取組の効果をどう測ればいいのかというところはあります。今、我々が考えているのは、他の都府県の状況も見ながら、他の都府県は我々より前の令和2年ぐらいにつくられているので、そのときの国の目指すところを踏まえてつくられているのが大体です。今回は、新しくつくられている県を参考にしつつ、特定のところと時点で定めてしまうと全然合わないものになってしまうので、できるだけ齟齬が生じないように、5か年での増減という考えが一つあるのかなと捉えておりますが、もう少し見ながらやっていきたいと思っております。

その他、ご意見等はございますか。

○高橋構成員 札幌矯正管区更生支援企画課長の高橋と申します。

2点ありまして、先ほどもお話があったように、包摂を目指して地域と連携していくところでは、勉強会などをして、広く、策定していない市町村に地方再犯防止推進計画について知っていただいて、理解を深めていただいて策定につながるように、そういったところの支援を引き続きやっていけたらいいなと思っております。

私たちも、自治体を訪問させてもらうことがあるのですが、やっぱりまだまだ知らないというところが多くて、言葉としては聞いていても、どんなことをやればいいのか、お困りになっている自治体が多かったので、道が再犯防止推進計画を立てることによって、こういうものが取組としてあるのだということを道としても積極的に発信していただければいいかなと思っております。

もう一点は、指標の関係についてです。

今検討中の指標についてはご検討いただければと思うのですが、私としては、もともとあった指標の⑥の道民の意識調査はすごく大事な数字と思っております、協力したいというか、地域の人たち個人個人がどういうふうに意識が変わっているのかということも大事だと思うのです。ですから、指標から外したとしても、ぜひ意識調査自体はしていただいて、どこかにその数値を載せていただくと、道全体として、道民がどういうふうに変ってきたかということが分かると思うので、ここは指標としてではなくとも残していただくとありがたいと思います。

○事務局（本田道民生活課長） まず1点目の勉強会と市町村への支援というところで、先ほどご説明した第6の項目の中に具体的にどんなふうにかけるかということですが、計画は5年先、10年先を見ながらつくっていくので、もう少し抽象的な書き方になるかもしれませんが、先ほど小松所長からも連絡会議的なものというお話がありました。私は、昨年度からこの課題に携わせていただきまして、それまで長く行政をやっておりますけれども、そこまでの認識がなかったので、まずは知ってもらおうということをしかりやっていたらいいかなと考えております。

今回の道の計画についても、市町村の方が見たら、現状と課題や、国の方向性が分かるようなつくりをしていきたいと考えているところです。

それから、発信につきましても、市町村の方もそうですし、一般の道民の方々もなかなかなじみのない課題であると思いますので、5の民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等というところにしっかりと盛り込んでいくように検討していきたいと思っております。

また、道民意識調査ですが、今示しているものは、毎年いろいろな調査のテーマがあって、その中から計画をつくるのだったらこれをやっていこうということで選定したもので、今すぐにできなかったのも、比較のための最新の数字を入れられなかったのです。

いずれにしても、この後、道民意識調査にエントリーしていく考えでありますので、道民意識調査は重要な指標の一つということは承らせていただきます。

道民意識調査の数字は、今、この中に入っていないのですか。

○事務局（黒田主幹） 参考のデータとして残しております。

○事務局（本田道民生活課長） 前回の参考指標については、グラフ化するか、数値的にお示しするかというところで、該当するところにお示したほうが取組と指標の関係がより分かりやすいと思います。ここに入れることによって、これを意識して次の調査をつなげていく形になります。

磯田先生、ご意見をいただけますでしょうか。

○磯田構成員 意見というのは、第3章までですか。

○事務局（本田道民生活課長） 全体でお願いいたします。

○磯田構成員 第4章以下は具体的なお説明がほとんどなかったのですが、それも含めてということですか。

○事務局（本田道民生活課長） 全体を説明すると、意見をいただく時間が減ってしまうと思ひまして、申し訳ありません。

○磯田構成員 第4章は個別の内容になっているのですけれども、あまりご説明がなかったのですが、気になるのは、22ページ以降の薬物依存を有する人への支援等というところです。薬物事犯はそのもの自体が犯罪だからということかもしれないのですけれども、依存症というのは、例えばアルコールとかギャンブルも犯罪の原因や誘因にはなっているわけですが、そういったものに対する支援がここから抜けています。その辺はどうお考えですか。

○事務局（本田道民生活課長） 例えば、どのような取組になりますでしょうか。

○磯田構成員 薬物依存とは違うアルコールとかギャンブルの依存を抱えている人の中には、それが犯罪の原因になっている人がいます。例えば、そのような依存は経済的な破綻や生活の破綻を招き、万引等に結びつきます。また、アルコールが原因となって暴力、特に家庭内暴力が引き起こされやすいということもあります。そういったことを支援することについて、どのような対策をお考えなのかということですか。

○事務局（本田道民生活課長） 今、(2)は薬物依存に限られているけれども、それ以外の犯罪につながるような依存的なものがあるというご指摘ですね。

薬物については、国の手引等も踏まえながら項目立てをさせていただいているのですけれども、例えば、30ページの4の特性に応じた効果的な支援の実施等の現状と課題の一番最後に記しておりますけれども、性犯罪者、暴力団関係者等の再犯リスクが高い人、少年・若者などということで、特性に応じた犯罪リスクのある方への対応ということで、この中に飲酒運転も含めて並べております。

34ページでいいますと、性犯罪、ストーカー、DV、また⑧の盗撮等がやめられない方というところで新たな取組を入れているところです。

今、磯田先生がおっしゃったところも、特に注意すべき項目があれば、国の手引等を見ながら、考えていきたいと思っております。

○磯田構成員 そのような依存症を抱えた方には、治療的なアプローチが必要であったり、

ギャンブル、お酒、性的な問題—これはあまりオープンにはなっていないと思うのですが、けれども—についてはいわゆる自助グループがあるので、そこへの参加が必要だったりします。ですから、そういったものに対する支援や啓蒙も必要だと思うのです。

薬物は、それ自体が犯罪だから、再犯防止という意味ではすごくピックアップしやすいかもしれませんが、犯罪をする人にはそれぞれの原因があって、そこに根深い原因があると、なかなか犯罪から離れにくいのです。

最近刑事事件を見ていますと、特に気になるのが万引きです。単なる手元不如意や出来心でやってしまうというものではなくて、ネット上での転売を目的とした一種職業的な万引きが結構増えていると実感しています。

そして、その原因として経済的な困窮があり、さらにその原因にはお酒の問題があったり、ギャンブルの問題があったり、いろいろなことが絡み合っているのが現実なので、そこら辺も踏まえていただいたほうが良いと思っています。

○事務局（本田道民生活課長） ご意見を踏まえさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

雇用主連合会の荒木様、ご意見等があればお願いいたします。

○荒木構成員 先ほど来お話が出ている数値目標については、非常に難しいと思うのです。

個人的には、減ったかどうかの判断というのは、刑事事件については、刑務所に身帳帳がありますから、果たしてそれが本当に減少しているかどうかで分かってくると思います。

服役しますと、例えば札幌刑務所にあったものが三重の刑務所に移るのです。その時点で、この人はまた入ったのだなと分かりますから、再入という観点からすれば、そういった数字で減ったかどうかはかなり正確な数字を拾えると思っています。

今回は再犯防止の推進ですので、まずは地域でちゃんと生活できるようなネットワークを構築できるかが北海道全体の課題だと思っています。

磯田先生がおっしゃるように、私も薬物依存に昔から関わっておりますけれども、一言で言うと非常に難しいです。ほっとステーションの先生方もえぞネットのスタッフとしていましたけれども、やっぱり非常に難しいですね。

昔と何が違うかという、観察所でもそういう依存関係のものについては出てからもプログラムをやっていますが、それが実効性があるかどうかは、始まってそんなにたっていないから、まだ分かりません。

また、今、一番やっかいなのは、刑務所で支援を求めている人、それから、出てからも形どおりの就労支援しか求めている人です。こういう人たちは会えば分かります。今までに何回も生活保護を受けていて、磯田先生もおっしゃられたような万引き、置き引きの類いを連続してやって、常習がついているという方々が本当にちゃんと立ち直るのかというのは、これから関わっていけばおのずと分かってくるとしています。

ですから、道民の皆さん方にお示しできる内容と実務的なところはかなり乖離する部分が出てくるとは思いますけれども、地域の皆さんに対して、道はこういった考え方をしてい

るのだということをお示しできれば、最低限、計画としてはいいと思っております。

○事務局（本田道民生活課長） 地域でのネットワークということでは、今回の計画でも、国のほうでも、5ページの国の第二次計画の策定に向けた基本的な方向性ということで、地域の支援ネットワークの拠点を構築していくということですが、今ここで言っているネットワークの拠点というのは旭川のモデル的でしょうか。

○宮下構成員 ネットワーク構築の関係についてなのですが、地域連携拠点事業というものが今年度から予算化されて、各団体等に対して委託する形でその地域における関係機関との連携が図られるネットワークの構築に向けた働きかけなどをしていただいています。

今、全国では3か所で、そのうち1か所旭川市で行っているのは更生保護法人になります。

その委託を受けた旭川の団体の現状で申しますと、すごく積極的に動いていただいて、旭川保護観察所管内で、旭川市地域や稚内、紋別などの地域ごとに関係機関のネットワークをつくられているという状況です。

当然、ネットワーク構築だけではなくて、支援を必要とする方から相談があった場合には、そのネットワークによってつながった機関へつなげる事業です。

これは、予算がある委託事業ですけれども、それとは別に、各保護観察所の管轄の中において、保護観察所が中心に地域とのネットワークの構築を行っております。

○荒木構成員 かつて、産炭地を中心に社会福祉協議会とか社会福祉総合センターがかなり更生保護と関わっておりましたが、今、更生保護サポートセンターが設立されるにつれて、関係性が徐々に薄まってきているのです。今、協力雇用主会の事務局として辛うじて生き残っているのが滝川とか恵庭の社会福祉協議会です。

今までずっといた保護司の方はサポートセンターに移ってしまいましたけれども、いまだに関係を持っていただいていますので、就労について手を挙げて何とかしてほしいというお声かけが地元の対象者から来た場合には、私どもの事務局にお知らせいただけるような関係がこの2か所については今もできています。

○事務局（本田道民生活課長） 今、荒木構成員と宮下構成員のお話を聞かせていただいて、我々は広域自治体としての取組を示していますけれども、実際に地域でネットワークがうまくいっているような事例や地域、それは国の出先機関があつたりするからということもあるのかもしれませんが、うまくいっている地域ネットワークを市町村の方々にもお示ししていくことが研修会等の場なのか、あるいは、この計画の中で示して、地域にはこういう関係者がいて、こういう連携を図ることが支援につながっていくという見せ方もできればと考えました。

荒木構成員がおっしゃった、形どおりの支援しか受けられないとか、困っている方だと思うのですが、支援を受けようとされないのは、支援の受け方が分からないということなのではないでしょうか。

○荒木構成員 刑務所を完全に満期で出たいという人は、刑務所で悪さをしているか、はっきり自分で仮釈を希望しないのです。要するに、刑務所での成績が悪いから満期で出てくるわけで、実はこのタイプが再犯を押し上げている最大の原因と思うのです。

水を飲まない牛や馬に何とか手を差し伸べたいのだけれども、今、現実社会ではそれができていないのです。そういった方々は、しゃばに出たら自由な生活を望んでいる方々です。この方々が持ちこたえるかという、先ほど磯田先生も言ったように、先のことは考えていないタイプの人が多いから、早晚、再犯してしまうということになるのだろうと思います。そこにどうやって手を差し伸べるか、矯正管区がまず第1次になりますし、出てから更生緊急保護でお金に困ったとやって来たときに保護観察所はどう対応するかというところが大事だと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 出所されたときに、相談に行く先が分からないという状況もあるのでしょうか。

大体は市町村に相談に行かれるのですか、または、お世話になった保護司のところ個人的に相談に行かれるのでしょうか。

○高橋構成員 そういう人はあまりいないと思います。先ほど荒木事務局長もおっしゃったとおり、自由になりたいという理由の方が多と思うので、困窮したりするとそのまま犯罪に至ってしまうのだと思います。

困っても相談する窓口が分からないというときに、保護観察所に行ってみるということはある得ますし、自治体の生活保護の部署に行くとか、一応、頼ることはできるかもしれないけれども、そこまでも行き着かず、犯罪をしてしまったほうが楽というか、刑務所に入るハードルが下がってしまっているの、本来であれば支援に結びつくのがいいのでしょうけれども、本人たちがなかなかそこに行き着かないというのが現状かと思っています。

○荒木構成員 刑務所は何もやっていないわけではないのです。この人は危ないなという人については、出るときに保護観察所まで連れて来ています。本来は刑務所の門を出たら関係ないのですけれども、そこまでしています。

それから、高橋さんもおっしゃられたように、自由になりたいから、出たらすぐビールを飲みたいから俺は満期を希望したんだと言いますから、そういう人たちがその後を持ちこたえないのだろうなと思います。

ここでこういう会議をしていますけれども、現実には動いているのは生身の人間ですから、その方々が困ったときにきちっとそれぞれ対応できる体制をつくるということが一番大事なことかと思っています。

観察所でも、助けてくださいと来たときに、更生保護援助金というものを少し出しているのですけれども、宮下さん、今は5,000円ぐらいが上限ですよ。

○宮下構成員 もうちょっとあります。

○荒木構成員 私ときはそうしていなかったけれども、そのくらいのお金で本当にしのげるのかということがございます。

私ども就労支援のほうに来ると、就労支援の準備金ということで、交通費とか、仕事を探すお金ということで、それに多少上乘せして渡して、その確認も取れますけれども、金銭的に困ったときの支援は限られた範囲でしかできていないということになります。

○事務局（本田道民生活課長） 満期出所された方も保護観察所にお連れする場合はあるのですか。

○宮下構成員 場合によってですね。

○荒木構成員 危ない人ですね。

○宮下構成員 例えば、高齢であったり、障がいがあったり、今、特別調整で地域定着支援センターに関わっていただきながら円滑な移行を行っているところですが、その制度を断る方もいらっしゃいます。しかし、1人で生活保護の窓口にも行けないような方であれば、あらかじめ刑務所から保護観察所に連絡をもらって連れて来ていただくという場合もあります。

更生緊急保護という制度は、基本的には受けない人が自ら保護観察所へ出頭し、受けない援助を具体的に申し出て判断をしていくというものですが、今お話ししたように、自分自身判断が難しい方もいらっしゃるので、そういった場合は事前に刑務所と連絡などを取り合いながらその制度を適用させるという取組も必要に応じて行っています。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

洞爺湖町の平間課長補佐に伺いますが、市町村の役場の方も道計画を見られるのでしょうか。

また、第二次計画を考えるときに、市町村から見ていて、こういうことが入っていると理解が進むなというようなご意見があれば。

○平間構成員 ほかの市町村も、国の第二次計画や北海道の計画を参考にしながら進めていく市町村がほとんどだと思うのですが、今回のことで申しますと、国の第二次計画では、道の役割として、地域の実情に応じて市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めることとあります。

これに対して、現在検討している計画では、具体的なものは今後ということで、検討しますという表現であったのですが、個人的には、道の役割としての直接的な支援はどのようなものなのかという具体的なイメージが湧かなかったので、こういうところがもう少し明確になってくると、市町村としても、高齢者や障がい者へのサービスを提供したり、地域での見守りにしても、社会資源が少ないために困難なケースが出てくる場合に広域自治体としての道の役割にももう少し明確なものがあればいいのかなと感じました。

○事務局（本田道民生活課長） 地域の実情に応じた直接的な支援ということでいいますと、この計画の取組に盛り込んだ項目の中には、例えば、道が設置している地域定着支援センターの取組とか、精神保健福祉センターでの依存症の関係とか、そういったものがあるのだらうと思います。あとは、更生保護だけではないですが、生活困窮者に関する様々な窓口とか、そういうものをそれぞれ項目に書き込んでいっています。

今回、こういう形で役割が明確に示されていますので、国の計画ではどのように書いているかを見ながら、特に赤字で書いているところですね。８ページの少年サポートセンターの取組という赤字の部分は、道の新たな役割を踏まえて盛り込んでいくことが必要と考えております。

ただ、それと平間補佐がおっしゃったところがなかなか結びつかないということなので、この書き方では分かってもらえないのだなというふうに認識しました。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長） それでは、９０分ほどたちましたので、（２）その他に移りまして、再犯防止に関する情報提供やご意見等がございましたらお願いします。

○荒木構成員 業界としてはあまり知られていないのですけれども、北海道圧接業協同組合というものがございます。新幹線のレールを圧接とか、溶接の中でも圧接溶接というものは特殊らしいのですが、そちらの総会で、高校とか中学校に業界の冊子を配るということ、協力雇用主会を巻き込んで検討したいというお話でした。新しい試みですので、少し動いてみてという方向性で昨日はお話をしました。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、悪いことをした人たちの求人誌で「Chance！！」というものがあります。業界として一般の企業が中学生や高校生の方々にきちんとした冊子をお配りしていないのが実態ですので、そういった取組もいいのかなど思っております。

また詳細が分かりましたら、皆様方にご紹介をしていきたいと思えます。

これは昨日の話ですので、これからです。

○事務局（本田道民生活課長） 道の計画の中でも、就労の支援、定着の支援というのが一つ大きな項目となります。８ページの②の犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上ということで、今は協力雇用主制度の周知と書いていますが、例えば、道が主催する各種の企業セミナーなどにおいて協力雇用主のパンフを配ったりというところを記しています。

それから、今、荒木委員がおっしゃったような、雇用したい業界が協力雇用主の集まりのときにパンフを配るということでしたでしたか。

○荒木委員 今は、悪いことをした人たち用の非公開基準というのは、ハローワークを通じてしか入手できないのです。「Chance！！」という冊子がございまして、これは刑務所さんにもお送りしているかと思えますけれども、私たちの会社の人はみんな前科、前歴を承知の上で受け入れるのだよという企業の冊子です。そういったものが犯罪者の方々向けだとすれば、一般の中高生については、昔、私が高校のときは、求人が貼ってあったのです。防大を希望するのであれば採用の関係の書類などが貼ってあったのですが、今はしていないのだろうと思います。

ということで、生徒さん方にストレートにご覧いただけるような冊子ができれば、地元

にこんな企業があるのだなとか、再犯とは別に、広く地域にはこういう会社があるということを知るのは、それなりの意味があると思っています。

もともと協力雇用主をつくったときは、再犯しないように前歴や非行をした人の立ち直りだけではなくて、地域のために役立つ組織であってほしいという眼目がありましたので、やっとそういう動きをするところも出てきたのだなと思っています。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

ほかに情報提供等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（本田道民生活課長） 次に、事務局から、今後の事務の予定についてご説明いたします。

○事務局（黒田主幹） 本日はどうもありがとうございました。

第3回専門部会を開催させていただきたいと思っておりますが、今のところ、11月上旬頃を考えております。後日、日程についてご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、この計画と並行して資料編をつくっております。前回はグラフなどを載せていたところですが、それと併せて用語の解説を掲載しております。現物を皆様にお示しできていませんが、推進会議の構成員に新たなものや時点修正ということで照会させていただきたいと考えておりますので、皆様もご承知おきいただければと思います。

3. 閉 会

○事務局（本田道民生活課長） 次の会議まで二、三週間ぐらいありますが、その間も引き続き、今日いただいたご意見も踏まえまして、また、国とか他都府県の状況も見ながら検討していきますけれども、資料をもう一度見ていただいて、もしお気づきの点がありましたら、ぜひメールでも電話でもご連絡をいただければ非常にありがたいです。

以上をもちまして、令和5年度第2回北海道再犯防止推進会議専門部会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。

以 上